

海洋汚染防止設備等の検査

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の46第1項)

(1) 登録基準

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(船級協会の検査)

第十七条の十二 國土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行う者として登録することができる。

2 前項の規定による登録を受けた者（以下単に「船級協会」という。）が海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等についての検査を行い、かつ、船級の登録をした検査対象船舶は、当該船級を有する間は、國土交通大臣が当該海洋汚染防止設備等及び当該海洋汚染防止緊急措置手引書等について法定検査を行い、技術基準に適合すると認めたものとみなす。

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに前項の船級協会及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と読み替えるものとする。

○船舶安全法

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 國土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、國土交通省令で定める。

- 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- 二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。
 - イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。
 - ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
- 三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における商法の親会社に相当するものを含む。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 2 國土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
 - 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 (略)

(2) 登録法人

法人の名称 : (財)日本海事協会

登録時期 : 平成16年 8月

法人の連絡先 : 〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7

登録の理由 : 基準に適合しているため。

(3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等
特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 1 油タンカー（製造中）

307,650 円（750 載貨重量トン以下）～ 1,220,131 円（300,000 載貨重量トン）

300,000 載貨重量トンを超える時は 100,000 載貨重量トン又は端数ごとに 37,705 円加算
2 油タンカー以外の船舶（製造中）

64,008 円（400 総トン以下）～ 158,508 円（100,000 総トン）

100,000 総トンを超える時は 50,000 総トン又は端数ごとに 11,508 円加算

積算根拠 手数料の額は、検査等事務に係わる役職員の人事費、及び物件費（光熱費、事務費その他の諸経費）の合計として設定されている。

※ その他旅費（実費）等を請求する。

※ 船舶の用途、設置されている設備等により、手数料が加算される場合がある。その加算額は、検査等事務に係わる役職員の人事費、及び物件費（光熱費、事務費その他の諸経費）の合計として設定されている。

※ 製造後の定期的な検査についても、製造中の検査と同様の考え方に基づき、検査の種類、載貨重量トン数、総トン数等ごとに手数料が設定されている。